

建設業に関わる
皆さま

尼崎市からのお知らせ

協力・連携 兵庫働き方改革推進支援センター

残業時間の上限規制がはじまります。 『法改正への対応・助成金活用』 相談窓口のご案内

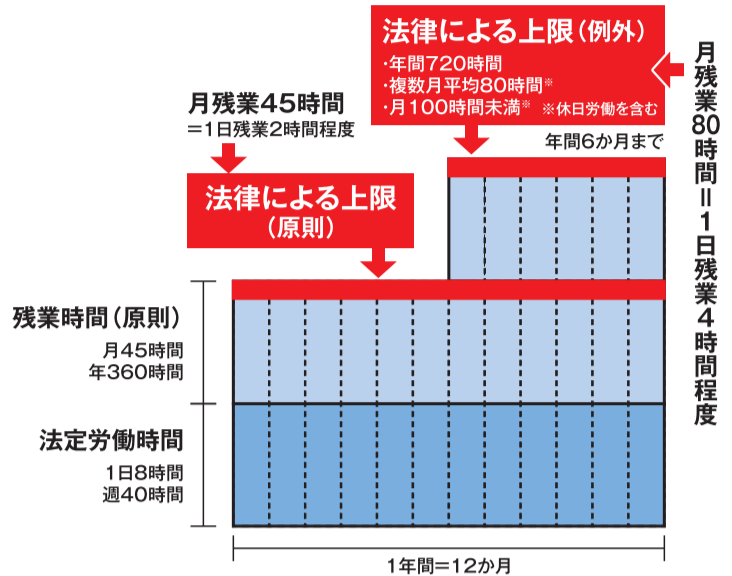
1 2024年4月1日から「残業時間の上限規制」がはじまります。

2019年4月1日、「時間外労働の上限規制」が施行されました。この時、建設業は5年間適用が猶予されました。いよいよ2024年4月1日から上限規制がはじまります。

●残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできません。

●臨時的な特別の事情がある場合でも、年720時間以内で、労使が合意する36協定の締結が必要です。

- ・複数月平均80時間以内(休日労働を含む)
 - ・月100時間未満(休日労働を含む)を越えることはできません。
- また、原則である月45時間を越えることができるのは、年間6ヶ月までです。



2 建設業で活用できる助成金が更に拡充されました。

上記の法改正に向けて「働き方改革推進支援助成金」が拡充され、従来の(労働時間短縮・年休促進コース)に加え(適用猶予業種等対応コース)が新設されています。また、「人材開発支援助成金」「人材確保等支援助成金」も拡充され、活用が期待されています。

3 支援センターの支援サービスをご利用ください。(裏面に支援サービスを掲載しています)

尼崎市は兵庫働き方改革推進支援センターと連携して支援サービスを提供しています。センターは、厚生労働省・兵庫労働局の委託を受け、無料の企業訪問支援を行っています。ぜひご利用下さい。

尼崎市「働き方改革・助成金活用」相談窓口(無料)をご利用ください!

開催日時 7月26日(水)、8月9日(水)、8月23日(水) 13:00~17:00

対象 市内事業者

申込方法 裏面の予約申込書(ファックス)にて希望日時等をお知らせください。

開催場所 尼崎市経済環境局 しごと支援課
(兵庫県尼崎市竹谷町2丁目183番 出屋敷リベル3階)

相談時間 1事業者 1時間

その他 ・事前予約制(先着順) ・秘密厳守 ・相談無料

お問い合わせ
尼崎市経済環境局しごと支援課 TEL: 06-6430-7635
兵庫働き方改革推進支援センター(厚生労働省 兵庫労働局委託事業)
TEL: フリーダイヤル 0120-79-1149

尼崎市『働き方改革』相談窓口 予約申込書

ご記入いただいた個人情報は今回の『働き方改革』相談にのみ使用いたします。
下記にご記入のうえFAXでお申し込みください。

尼崎市経済環境局しごと支援課 (FAX06-6430-7638)

事業所名	業種	従業員数	人
所在地	〒 ー 尼崎市	TEL	
		FAX	
相談者名	役職		
相談希望日時	月 日 (水曜日)	13:00~ 14:00~ 15:00~ 16:00~ ※ご希望の時間帯に○をつけてください。	相談内容

※メールでのお申し込みをご希望される方は、メール表題に「働き方改革・助成金活用相談窓口 利用希望」と入力し、「会社名」、「会社所在地」、「相談者名」、「TEL」、「相談希望日時」、「相談内容」を入力の上、お申込みください。
(メールアドレス)しごと支援課: ama-shigotoshienka@city.amagasaki.hyogo.jp

兵庫働き方改革推進支援センター(厚生労働省・兵庫労働局委託事業)の 中小企業支援サービス(無料)をご利用ください

1 お気軽にお電話ください。

「働き方改革」関連法や「育児・介護休業法」など法改正への対応や求人・採用に向けた相談に応じます。

●平日、9:00~17:00

☎0120-79-1149

2 専門家による訪問支援を行っています。

令和4年度 県内600社がフル活用。

専門家を企業に派遣し現場の課題解決にあたります。1社原則3回まで無料。現場に則したアドバイスが好評です。上記フリーダイヤルからお申込みください。

秘密厳守

原則3回まで無料
課題により最大6回まで利用可

3 社内研修に講師を無料で派遣します。

テーマ・内容について相談に応じます。上記フリーダイヤルにお電話ください。

兵庫働き方改革推進支援センター

TEL フリーダイヤル 0120-79-1149 FAX 078-515-6757 住所 神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F